

氏名(本籍)	ばく	くん	お	午(韓国)
学位の種類	博士(工学)			
学位記番号	博甲第5661号			
学位授与年月日	平成23年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	システム情報工学研究科			
学位論文題目	ソウル大都市既成市街地の再整備に関する研究			
主査	筑波大学准教授	Ph. D. in Regional Science	有田	智一
副査	筑波大学教授	工学博士	大村	謙二郎
副査	筑波大学教授	工学博士	小場瀬	令二
副査	筑波大学教授	博士(工学)	鈴木	勉
副査	筑波大学講師	博士(工学)	藤井	さやか

論文の内容の要旨

従来の韓国の既成市街地再整備手法は、小規模・民間主導・ハード面中心等であることに起因する課題・限界等を抱えてきた。これを踏まえて、新たに2002年にソウル市による「地域均衡発展事業」計画の発表、更に2005年の中央政府による「都市再整備促進のための特別法」制定など、既成市街地再整備のための制度改善が行われている。本研究は、「ソウル市ニュータウン事業」と「再整備促進事業」を事例分析対象とし、①ハード面の視点から、都市基盤施設の整備と既成市街地の再整備の関係、②ソフト面の視点から、公共・民間のパートナーシップと既成市街地の再整備の関係、に注目して分析することにより、本事業の課題や都市管理政策における基本的方向についての示唆を得ることを目的としている。

本研究は、6章で構成されている。以下、本研究の主要部分の要旨を述べる。

第1章では、研究の背景と目的、既往研究のレビュー、研究の方法及び構成について整理している。

第2章では、ソウル大都市の既成市街地の都市空間構造の特質とソウル市の都市開発政策の全体像を中心として、既成市街地の再整備との関連性、位置づけについて整理している。

第3章では、まず、既成市街地の再整備に関わる関連制度の変遷と社会的背景を通じてソウル大都市における既成市街地の特性を整理している。次に、再開発・再建築事業などの既存整備事業について実際の運用実態を分析している。更に、新たな再整備事業手段であるソウル市ニュータウン事業と都市再整備促進事業の導入背景、事業方式、プロセスを整理し、関連資料を通じて運用実態について分析している。これらを踏まえ、既存整備事業と新再整備手段について制度的・運用的側面からの比較・分析を行い、両手段間の差異と共通点、限界と課題を明らかにしている。

第4章と第5章では、研究対象として取り上げた3つの事例対象地に対する分析を行っており、都市基盤施設の整備と公共・民間のパートナーシップの観点から、既成市街地の再整備との関連性や特性を明らかにしている。

第6章では、第2章の既成市街地の再整備をめぐる論点、第3章のソウル大都市既成市街地の再整備の実態分析、第4章と第5章の都市基盤施設の整備、民間-公共の間のパートナーシップと既成市街地の再整備

との関連性などの分析結果をまとめ、大都市における既成市街地の再整備のあり方について提言している。

審査の結果の要旨

本研究は、ソウル市における既成市街地再開発事業に関し、既存制度による整備効果と新しい事業制度に基づく整備の効果について、事例分析に基づき比較検証を行ったものであり、ソウル市の既成市街地再整備に係る政策研究として、これまで未開拓の分野を対象とした実証研究として高く評価できる。

特に次の点が本研究の大きな貢献といえる。

1. 本研究では、既存事業制度と比較して、新しい事業制度においては、計画内容、計画策定過程、事業における補助等の支援策が充実していること及びそれらの効果を事例を通して明らかにしている。
2. 特に、道路、公園、小学校などのような基盤施設及び公共施設の整備に関して、行政による財源調達及び費用分担、借家人などの居住対策、整備地区指定における迅速性等、新たな整備手法の実効性を明らかにしている。
3. 一方で、事業実施地区の従前居住者等の計画策定過程に係る参加が十分ではない点について明らかにしているなど、新たな既成市街地整備手法の可能性と課題点について説得力ある視点を提示している。

事業進捗中の地区の事例研究については、従前権利者（土地所有者、借家人）等の実態調査が不十分なままである等の課題もあるが、全体として学術的な独創性、社会的な有用性を兼ね備えた研究であり、学位論文として十分な内容をもつと判定する。

よって、著者は博士（工学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。